

小樽商科大学札幌サテライト使用内規

平成17年4月20日
学 長 裁 定

- 第1 この内規は、小樽商科大学札幌サテライト規程(以下「規程」という。)第13条に基づき、サテライトの使用に関し必要な事項を定める。
- 第2 サテライトは、規程第3条に定める目的以外での使用は認めない。
- 2 サテライトは、次の各号で規定する場合を除き、施設使用料(以下「使用料」という。)を徴収する。
- (1) 小樽商科大学(以下「本学」という。)が行う教育研究
 - (2) 本学が主催又は共催する事業
 - (3) 社団法人緑丘会(以下「緑丘会」という。)が主催又は共催する事業
 - (4) その他上記に準ずるとして、管理運営責任者が認めた事業
- 第3 使用料は、別表のとおりとする。
- 第4 使用者は、使用料を伴う場合においては、規程第7条にかかわらず別紙1の申込書を提出する。
- 第5 使用者は、別紙2により許可を受けた場合は、使用料を本学所定の期日までに納付すること。
- 2 使用料は、本学が指定する銀行口座に振り込むこと。
- 3 既納の使用料は返還しない。ただし、使用者側の責によらない事由の場合はこの限りでない。
- 第6 規程第8条第2項により指紋の登録を行うことができる者は、本学の教職員(本学の請負契約職員を含む。)及び緑丘会札幌支部職員2名とする。
- 第7 職員が不在のときにサテライトを使用する場合は、指紋登録を行った者が責任を持って対応する。
- 第8 使用料を伴う場合の使用時間は、規程第9条にかかわらず、次のとおりとする。

| 曜日 | 使用時間 | 備考 |
|-----|-------------|------------------------------------|
| 月 | 13:30～20:00 | 祝日を除く。 12:00～13:00は 昼休みのため閉室 |
| 火～金 | 9:30～20:00 | |
| 土 | 9:00～17:45 | |

- 2 管理運営責任者は、使用者の申し出により必要と認めた場合には、前項に規定する使用時間を変更することができる。
- 第9 サテライト講義室への食べ物の持ち込みは禁止する。ただし、管理運営責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 第10 サテライトでの喫煙は、禁止する。
- 附 則
この内規は、平成17年4月20日から施行する。
- 附 則
この内規は、平成17年10月1日から施行する。
- 附 則
この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年6月19日から施行する。

附 則

この内規は 平成20年4月1日から施行する。

別表

札幌サテライト施設使用料

| 室 名 | 面積(m ²) | 1時間当り使用料金 |
|---------|---------------------|-----------|
| 大講義室 | 113 | 4,900円 |
| 中講義室 | 84 | 3,400円 |
| 小講義室 | 61 | 2,200円 |
| 会議室 | 24 | 1,000円 |
| ミーティング室 | 12 | 500円 |

注) 土曜・日曜・祝日に使用する場合は、合計金額に1時間当り
1,500円を加算する。

別紙 1

| | | | | |
|------------------|------|------|------|-----|
| 副学長 (総務・財務担当) | 事務局長 | 学務課長 | 課長代理 | 担当者 |
| | | | | |

札幌サテライト使用申込書

平成 年 月 日

小樽商科大学長 殿

使用代表者
住 所
連 絡 先 TEL
FAX

下記のとおり、札幌サテライトの使用を申込みます。
なお、使用に当たっては、小樽商科大学札幌サテライト規程等(裏面掲載)を遵守します。

記

| | | | | | |
|------|-------------------------------|---------|-----|----|------|
| 使用目的 | | | | | |
| 使用日 | 平成 年 月 日()～平成 年 月 日() (日間) | | | | |
| 使用場所 | 室名 | 使用時間 | 時間計 | 単価 | 使用料金 |
| | 大講義室 | 時 分～時 分 | | | |
| | 中講義室 | 時 分～時 分 | | | |
| | 小講義室 | 時 分～時 分 | | | |
| | 会議室 | 時 分～時 分 | | | |
| | ミーティング室 | 時 分～時 分 | | | |
| | 土・日・祝日加算分 | | | | |
| | 使用料金計 | | | | |
| 備考 | | | | | |

* 申込書に書ききれない場合は、適宜内訳を添付願います。

(別紙1裏面)

小樽商科大学札幌サテライト規程抜粋

(目的)

第3条 サテライトは、本学の教育研究の推進に資するとともに、本学と地域社会の交流を深め、地域社会への貢献と文化の振興に寄与することを目的とする。

(休業日)

第10条 サテライトの休業日は、12月28日から1月4日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者(学長)が必要と認めた場合は、前項以外の日について休業することができる。

(遵守事項)

第11条 サテライトを使用する者は、次の各号を遵守するものとする。

(1) 使用目的以外の用途に使用しないこと。

(2) 第三者に使用させないこと。

(3) 使用時間を守り、整理整頓及び施設設備等の保全に努め、火気の取扱いに注意すること。

(4) その他、sapporo 55ビルの館内細則に従うこと。

2 サテライトを使用する者が、故意又は過失により施設、設備等を損傷又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。

小樽商科大学札幌サテライト使用内規抜粋

第2条 サテライトは、規程第3条に定める目的以外での使用は認めない。

第5条 使用者は、別紙2により許可を受けた場合は、使用料を本学所定の期日までに納付すること。

2 使用料は、本学が指定する銀行口座に振り込むこと。

3 既納の使用料は返還しない。ただし、使用者側の責によらない事由の場合はこの限りでない。

第7条 使用料を伴う場合の使用時間は、規程第9条にかかわらず、9時から20時までとする。

第8条 本学職員の勤務曜日及び勤務時間は、次のとおりとする。

火～金 9:30～18:15 1名

土 9:00～17:45 1名

月～金 15:15～22:00 1名

ただし、休業期間中は、次のとおりとする。

火～金 9:30～18:15 1名

土 9:00～17:45 1名

月～金 13:15～20:00 1名

2 前項以外の曜日及び時間にサテライトを使用する場合は、指紋登録を行った者が責任を持って対応する。

第9条 サテライト講義室への食べ物の持ち込みは禁止する。ただし、管理運営責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

第10条 サテライトでの喫煙は、禁止する。

札幌サテライト使用許可書

平成 年 月 日

使用代表者 殿

小樽商科大学長

下記のとおり、札幌サテライトの使用を許可します。

記

| | | | | | |
|------|-------------------------------|----------|-----|----|------|
| 使用目的 | | | | | |
| 使用日 | 平成 年 月 日()～平成 年 月 日() (日間) | | | | |
| 使用場所 | 室名 | 使用時間 | 時間計 | 単価 | 使用料金 |
| | 大講義室 | 時 分～ 時 分 | | | |
| | 中講義室 | 時 分～ 時 分 | | | |
| | 小講義室 | 時 分～ 時 分 | | | |
| | 会議室 | 時 分～ 時 分 | | | |
| | ミーティング室 | 時 分～ 時 分 | | | |
| | 土・日・祝日加算分 | | | | |
| | 使用料金計 | | | | |
| 備考 | | | | | |

*使用料金は、使用日の前日までに下記の銀行口座に振り込んでください。

ただし、これによりがたい場合は学務課札幌サテライト(011-218-6377)へ連絡願います。

| | |
|---------|-------------------------|
| 口座名義 | 国立大学法人小樽商科大学 学長 秋山義昭 |
| 口座名義 妨 | コクリツダイガクハウジンオタルショウカダイガク |
| 銀行・本支店名 | 北洋銀行 小樽中央支店 |
| 口座番号 | 普通預金 3969740 |